

健康と信頼をお届けする



日清製粉グループ



© 2012 Studio Ghibli

第172回

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

平成28年6月28日(火曜日)
午前10時(受付開始予定：午前8時30分)

■ 開催場所

東京都品川区北品川4丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役14名選任の件
- 第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬の額及び内容決定の件
- 第5号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

株式会社 日清製粉グループ本社

証券コード：2002

(証券コード 2002)
平成28年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目 25 番地
株式会社日清製粉グループ本社
取締役社長 大 枝 宏 之

第172回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第172回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら平成28年6月27日(月曜日)午後7時までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

〔書面(郵送)による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付下さい。

〔電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使〕

同封の「インターネット等による議決権行使について」をご参照いただき、上記の行使期限までに議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)より議案に対する賛否をご投票下さい。

敬 具

記

1	日	時	平成28年6月28日(火曜日)午前10時
2	場	所	東京都品川区北品川4丁目7番36号 東京マリオットホテル 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

3 目的事項

報告事項

1. 第172期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第172期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役14名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役に対するストックオプション報酬の額及び内容決定の件 |
| 第5号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

4 議決権行使に関する決定事項

議決権の重複行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5 その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nisshin.com/ir/stock/meeting>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nisshin.com/ir/stock/meeting>)に掲載させていただきます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当社グループを取り巻く環境及び当社グループの業績

当期につきましては、政府の景気対策の効果等による、企業収益や雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな景気回復の動きがみられました。一方、海外においては、中国をはじめとする新興国の経済減速の影響等により、不透明な状況が続きました。当社関連業界につきましても、消費者の節約志向の継続、原材料価格や物流費の高止まり等、懸念される状況が継続しました。また、昨年10月に大筋合意されたTPP(環太平洋経済連携協定)交渉は、当社関連業界への影響が想定されることから、引き続き動向を注視し、適切に対応してまいります。

このような中、当社グループは、2020年度を最終年度とする新経営計画「NNI-120 II」の取組みを進めました。コア事業の収益基盤の再構築に注力すると同時に、買収事業を含めた自立的成長と新規戦略投資等の実行により、着実な利益成長を目指すとともに、積極的な株主還元に取り組んでまいります。

当社グループ各事業につきましては、市場の活性化に向けた積極的な新製品の上市・拡販の取組みや、国内外における事業基盤強化に努めました。国内では、製粉知多工場新ラインが本格稼働するなど、臨海大型工場への生産集約を進め、コスト競争力強化を推進しました。また、神戸の冷凍食品工場が稼働し、冷凍パスタの出荷を開始しました。本年1月には、中食・惣菜事業強化のため、株式会社ジョイアス・フーズの株式を新たに取得し子会社化しました。海外では、米国で製粉4工場買収後のPMI

(Post Merger Integration : M&A後の統合プロセス)を推進するとともに、平成29年秋の稼働予定で、カナダの製粉工場の生産能力増強工事を進めております。また、トルコのパスタ工場が稼働し出荷を開始するなど、各施策が順調に進捗しました。

これらの結果、売上高は海外事業の拡大や国内での拡販により、5,567億1百万円(前期比105.8%)となりました。また、海外売上高は1,000億円を超え、海外売上高比率も約20%となりました。利益面では、原材料価格の高止まり、戦略投資による減価償却費の増加等はありませんが、加工食品事業の新製品や中食・惣菜、酵母・バイオ事業、健康食品事業等の販売が好調に推移し、加えて海外事業も伸長したことから、営業利益は237億69百万円(前期比116.1%)、経常利益は280億99百万円(前期比110.0%)、親会社株主に帰属する当期純利益は175億61百万円(前期比109.5%)と、増収増益となりました。

当期の配当につきましては、連結ベースでの配当性向を40%以上とする新経営計画の基本方針のもと、当初の予想通り、前期より2円増額の1株当たり年間24円を予定しております。

②当社グループの営業概況

当社グループは、国内においてはすべての領域にわたり、販売促進活動の強化、生産性向上に努めるとともに、引き続きコスト削減や調達コストに見合った適正な利益の確保に取り組みました。また、海外においても、事業拡大のための施策を積極的に推進しました。

新製品開発では、新規性、独自性があり、高い付加価値を持った製品の継続的な開発を行い、新市場の開拓に注力しました。

また、高品質で安全・安心な製品をお届けするため、品質管理体制の一層の強化・充実に努めてまいりました。当社グループ各事業の営業概況は以下のとおりです。

◆ 製粉事業

製粉事業につきましては、消費者の節約志向の継続等を背景とした厳しい市場環境の中、顧客ニーズに対応した新製品の投入等による積極的な拡販により、国内業務用小麦粉の出荷は順調に推移しました。また、昨年4月に輸入小麦の政府売渡価格が5銘柄平均で3.0%引き上げられ、10月に同5.7%引き下げられたことを受け、それぞれ昨年6月と本年1月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上及び固定費削減等の取組みを推進するとともに、臨海大型工場への生産集約を進めております。中部地区では知多工場の新ライン本格稼働に併せて、名古屋工場の生産ラインを一部停止しました。関西地区では、昨年4月に東灘工場に隣接する阪神サイロ株式会社の原料小麦サイロ収容力25%増設工事が完了し、関東地区でも、本年6月稼働予定で、鶴見工場の原料小麦サイロ収容力25%増設工事に取り組んでおります。

副製品であるふすまにつきましては、価格は軟調に推移しました。

海外事業につきましては、米国の子会社である Miller Milling Company, LLC が買収した製粉4工場のPMIを推進するとともに、営業体制を強化し、新規顧客の開拓を推進しました。また、北米西海岸地域における需要増に対応するため、平成29年秋の稼働予定で、カナダの子会社である Rogers Foods Ltd. チリワック工場(バンクーバー近郊)の生産能力80%増強工事を進めております。これらにより、海外事業は、北米地域を中心に順調に拡大しております。

この結果、製粉事業の売上高は2,624億63百万円(前期比110.6%)となりました。営業利益は、知多工場新ライン稼働に伴う減価償却費の増加等はあったものの、主に海外子会社の業績が好調に推移したことにより、92億44百万円(前期比121.5%)となりました。

◆ 食 品 事 業

加工食品事業につきましては、家庭用では、「日清クッキング フラワー」等、生活者の個食化・簡便化等のニーズに対応した市場創出型新製品の投入、テレビCMをはじめとした広告宣伝活動の展開等、消費を喚起する施策を実施しました。業務用では、顧客ニーズに合わせた新製品の投入、新規顧客獲得に向けた提案活動を実施しました。中食・惣菜につきましては、商品開発力強化による新規顧客の獲得や量販店向けの出荷拡大施策を推進しました。これらにより、加工食品事業の売上は、家庭用新製品、中食・惣菜等が好調に推移しましたが、消費者の節約志向等から販売環境は厳しく、全体としては前年を下回りました。海外事業につきましては、東南アジア市場を中心に新規顧客の獲得に向けた商品提案に努めた結果、売上は前年を上回りました。

なお、昨年6月と本年1月の業務用小麦粉価格の改定等を踏まえ、家庭用小麦粉、業務用プレミックス等の価格改定を昨年7月と本年2月に実施しました。

生産面では、製品の安全・安心対策を引き続き強化するとともに、コスト競争力強化とグローバルな最適地を見据えた新たな生産体制の構築に取り組み、ベトナムのパスタソース等の調理加工食品工場、トルコのパスタ工場、神戸の冷凍食品工場それぞれ出荷を開始しております。また、中食・惣菜事業の一層の基盤強化を図るため、本年1月に株式会社ジョイアス・フー

ズの株式を新たに取得し子会社化しました。

酵母・バイオ事業につきましては、主にバイオ事業の診断薬原料等の出荷増により、売上は前年を上回りました。

健康食品事業につきましては、積極的な販売促進施策等により消費者向け製品の販売が好調に推移し、また、医薬品原薬につきましても出荷が好調だったことから、売上は前年を上回りました。

この結果、食品事業の売上高は2,467億3百万円(前期比100.7%)となりました。営業利益は、新工場稼働に伴う減価償却費の増加等はあったものの、加工食品事業の新製品や中食・惣菜、酵母・バイオ事業、健康食品事業の出荷が好調に推移し、また、海外子会社の貢献等もあり、115億7百万円(前期比118.3%)となりました。

◆ その他事業

ペットフード事業につきましては、新製品の投入やテレビCMの実施等拡販に努めた結果、JPスタイルブランド等の高付加価値製品の出荷が好調に推移し、売上は前年を上回りました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングにおいて、提案営業の推進等により受注獲得を進め、売上は前年を上回りました。

メッシュクロス事業につきましては、太陽光パネル向け等の出荷が堅調に推移し、売上は前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は475億34百万円(前期比108.3%)となりましたが、営業利益は資材・人件費等の上昇もあり31億52百万円(前期比89.0%)となりました。

(2) 対処すべき課題

国内の食品業界におきましては、人口減少による市場縮小や原材料価格の高止まり等、事業環境は厳しさを増しております。昨年10月には、TPP交渉が大筋合意に至り、TPPの発効やEPA(経済連携協定)等の国際貿易交渉の結果いかにグローバル競争が加速されることが予想されます。

そのような中、当社グループは、引き続き小麦粉をはじめとする安全・安心な「食」の安定供給を確保し、各事業におきまして安全・安心な製品をお届けするという使命を果たすとともに、新経営計画で策定した戦略にスピーディーに取り組み、事業の成長を図ってまいります。

① 国内事業戦略

製粉事業におきましては、引き続き製品の安定供給に努めるとともに、お客様のニーズを的確にとらえた製品の開発や価値営業を推進し、お客様との関係を一層強化してまいります。また、臨海大型工場への生産集約等のコスト競争力強化策の実行に続き、原料小麦の保管及び安定供給

の更なる推進を目指し、原料小麦サイロの収容能力増強にも取り組んでおります。昨年4月には関西地区の阪神サイロ株式会社の増設工事が完了し、関東地区の鶴見工場でも、本年6月稼働予定で順調に工事が進んでおります。

加工食品事業におきましては、生活者の個食化・簡便化等のニーズに対応した新製品の投入や積極的な販売促進施策等により、ブランドロイヤリティの向上に取り組むとともに、成長分野である中食・惣菜、冷凍食品事業の一層の拡大を図ってまいります。中食・惣菜事業につきましては、「総合惣菜事業」への拡大を目指し、本年1月に株式会社ジョイアス・フーズの株式を新たに取得し子会社化しました。引き続き、中食・惣菜事業を当社グループの主力事業に育てるべく取り組んでまいります。

酵母・バイオ、健康食品、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス等の各事業におきましては、製品開発・技術開発を進め、各業界において存在感のある事業群として成長を図ってまいります。

② 海外事業戦略

製粉事業におきましては、米国子会社の Miller Milling Company, LLC が取得した製粉4工場でPMIを推進するとともに、当社グループの強みである製粉技術、提案力を活かした拡販に取り組み、現地市場での自立的成長を図ってまいります。また、平成29年秋稼働予定でカナダの子会社である Rogers Foods Ltd. チリワック工場の生産能力80%増強工事を進めております。これにより、米国子会社の Miller Milling Company, LLC とともに北米全体の事業基盤拡大に取り組んでまいります。さらに、ニュージーランド、タイでの既存ビジネスにおきましても、これまで築いた事業基盤の更なる拡大に注力してまいります。

加工食品事業におきましては、アジア市場で成長が見込まれる業務用プレミックス事業を更に拡大してまいります。また、生産面ではコスト競争力を強化するとともに新たに構築したグローバルな生産体制をベースに、当社グループが長年培ってきた製造技術や高度な品質管理ノウハウを活かし、パスタ、パスタソース、冷凍食品等の更なる事業拡大に取り組んでまいります。

その他、製粉、食品、ベーカリー関連ビジネスを中心に、新たな領域での事業拡大を自社独自に又はM&A、アライアンスによりスピード感を持って推進してまいります。

③ 研究開発戦略、コスト戦略

当社グループはお客様の視点に立った新製品開発と新しい領域の基礎・基盤技術の創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、付加価値の高い新製品を継続的に開発してまいります。また、研究面におきましては、研究成果の実用化、事業化推進のため、重点研究領域を明確にするとともに、事業

戦略に即した研究テーマを設定するなど効率化、スピード化を図ってまいります。

また、今後も大きな変動が想定される原・燃料相場に対応し、生産コスト、調達コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応できる事業基盤を構築してまいります。

④ 麦政策等の制度変更に向けた取組み

TPP交渉が昨年10月に大筋合意に至り、小麦は、現行の国家貿易制度及び枠外税率が維持され、既存のWTO枠内のマークアップ(政府が輸入する際に徴収している差益)が段階的に引き下げられることになりました。一方、小麦粉は国家貿易による輸入枠が新設され、また小麦粉二次加工製品については品目により輸入関税が削減あるいは撤廃されるものもあるため国境措置は低下することになり、製粉事業や加工食品事業に影響を及ぼすことが想定されます。さらに、他のEPA等の国際貿易交渉の進展によっても関連業界に大きな影響が及ぶことが想定されます。当社グループは、今後の情勢変化を適切に見極めながら、引き続きグローバル競争で勝ち抜くべく国内外での強固な企業体質を構築してまいります。

⑤ 企業の社会的責任への取組み

当社グループは、従前より社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、各ステークホルダーに対する基本姿勢、具体的活動の検討及び推進を目的に社会委員会を設置し、企業活動全般におきまして企業の社会的責任(CSR)を果たしてきております。

当社グループは、コンプライアンスの徹底、品質保証体制の確立、環境保全活動の推進等のCSR活動を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全社に徹底し

ております。

品質保証につきましては、安全・安心な製品をお届けするために食品安全に加え、食品防御(フードディフェンス)を強化しております。また、消費者の皆様の意識や社会の潮流を見極め、備えるべき事項や対策を適時、適切に指示する役割を担うCR室が、消費者の皆様の声や消費者行政関連の情報を積極的に収集し、消費者の皆様への対応の充実を図っております。さらには、小麦粉をはじめとする安全・安心な「食」の安定供給を確保するために、BCP(事業継続計画)により災害等への備え等も拡充しております。

環境保全につきましては、省エネルギー、廃棄物の削減等、電力問題への対応を含め環境負荷の低減に積極的に取り組んでおります。

内部統制につきましては、金融商品取引法により求め

られる範囲を超え、当社グループ全体におきまして広く内部統制システムの再構築を行い、専任組織によるモニタリングを実施するとともに引き続きその維持、改善に努めております。

さらに、当社グループは社会の一員として、広く社会貢献活動に取り組み、震災被災地の復興支援、「製粉ミュージアム」による地域観光資源や教育資産としての地域貢献、WFP(国連世界食糧計画)活動支援等も行っております。

当社グループはこのような企業の社会的責任への取組みを今後とも継続してまいります。

以上の課題への取組みを着実に実行し、グループの一層の発展を図ってまいりますので、何卒株主各位の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3)当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 169 期 平成24年度	第 170 期 平成25年度	第 171 期 平成26年度	第 172 期 平成27年度 (当 期)
売 上 高 (百万円)	455,566	495,930	526,144	556,701
経 常 利 益 (百万円)	24,742	25,579	25,544	28,099
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	13,688	15,098	16,036	17,561
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	45円53銭	50円21銭	53円28銭	58円25銭
総 資 産 (百万円)	461,851	471,039	549,307	550,305
純 資 産 (百万円)	317,436	334,092	378,715	386,485

(注) 1. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。また、平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第169期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(4) 当社グループの設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額(支払ベース)は155億34百万円で、前期に比べ34億74百万円減少しております。

設備投資の主要なものは、日清製粉株式会社知多工場新ライン増設工事及び生産能力の増強投資であります。

(5) 当社グループの資金調達の状況

当期における増資あるいは社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

(6) 重要な子会社等及び企業結合等の状況

① 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
(子会社)			
日清製粉株式会社	14,875	100.0	小麦粉の製造及び販売
Miller Milling Company, LLC	86	100.0	小麦粉の製造及び販売
Champion Flour Milling Ltd.	3,491	100.0	小麦粉の製造及び販売
日清フーズ株式会社	5,000	100.0	パスタ類、家庭用小麦粉、冷凍食品等の販売、プレミックスの製造及び販売
日清製粉プレミックス株式会社	400	100.0	プレミックスの製造及び販売
マ・マーマカロニ株式会社	350	68.1	パスタ・冷凍食品の製造及び販売
イニシオフーズ株式会社	487	100.0	惣菜・冷凍食品の製造及び販売、デパート等の直営店舗の経営
オリエンタル酵母工業株式会社	2,617	100.0	製菓・製パン用資材、生化学製品等の製造、販売及びライフサイエンス事業
日清ファルマ株式会社	2,689	100.0	健康食品・医薬品等の製造及び販売
日清ペットフード株式会社	1,315	100.0	ペットフードの製造及び販売
日清エンジニアリング株式会社	107	100.0	食品生産設備等の設計・工事請負・監理及び粉体機器の販売
株式会社NBCメッシュテック	1,992	100.0	メッシュクロス、成形フィルターの製造及び販売
(関連会社)			
日清丸紅飼料株式会社	5,500	40.0	配合飼料の製造及び販売
トオカツフーズ株式会社	100	49.0	弁当・惣菜等調理済食品の製造及び販売

(注) Miller Milling Company, LLC及び日清製粉プレミックス株式会社に対する議決権比率は、子会社保有によるものであります。また、Champion Flour Milling Ltd.、マ・マーマカロニ株式会社及びイニシオフーズ株式会社に対する議決権比率は、当社及び子会社保有によるものであります。

②重要な企業結合等の状況

該当する事項はありません。

(7)主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの事業及びその主要な製品等は次のとおりであります。当社は持株会社として、これらの各事業を営む会社を支配・管理しております。

事業区分	主要な製品等
製粉事業	小麦粉、ふすま
食品事業	プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品
その他事業	ペットフード、設備の設計・監理・工事請負、メッシュクロス

(8)主要な事業所（平成28年3月31日現在）

- ①当社** 本社(東京都千代田区)
 研究所(ふじみ野市)
 生産技術研究所
 基礎研究所
 QEセンター

②製粉事業

- 日清製粉株式会社 本社(東京都千代田区)
 つくば穀物科学研究所(つくば市)
 札幌営業部(札幌市)
 仙台営業部(仙台市)
 関東営業部(東京都中央区)
 東京営業部(東京都中央区)
 名古屋営業部(名古屋市)
 大阪営業部(大阪市)
 中四国営業部(岡山市)
 福岡営業部(福岡市)
 函館工場(函館市)
 千葉工場(千葉市)
 鶴見工場(川崎市)
 名古屋工場(名古屋市)
 知多工場(知多市)
 東灘工場(神戸市)
 岡山工場(岡山市)
 坂出工場(坂出市)
 福岡工場(福岡市)
 Miller Milling Company, LLC 本社(米国ミネソタ州)
 Winchester工場(米国ヴァージニア州)
 Fresno工場(米国カリフォルニア州)
 Los Angeles工場(米国カリフォルニア州)
 Oakland工場(米国カリフォルニア州)
 Saginaw工場(米国テキサス州)
 New Prague工場(米国ミネソタ州)
 Champion Flour Milling Ltd. 本社(ニュージーランド)
 Mt. Maunganui工場(ニュージーランド)
 Christchurch工場(ニュージーランド)

③ 食品事業

日清フーズ株式会社 本社(東京都千代田区)

北海道営業部(札幌市)

東北営業部(仙台市)

首都圏営業部(東京都中央区)

広域営業部(東京都千代田区)

中部営業部(名古屋市)

関西営業部(大阪市)

中四国営業部(広島市)

九州営業部(福岡市)

館林工場(館林市)

日清製粉プレミックス株式会社 本社(東京都中央区)

名古屋工場(名古屋市)

マ・マーマカロニ株式会社 本社(宇都宮市)

宇都宮工場(宇都宮市)

神戸工場(神戸市)

イニシオフーズ株式会社 本社(東京都千代田区)

熊谷工場(熊谷市)

白岡工場(白岡市)

東大阪工場(東大阪市)

オリエンタル酵母工業株式会社 本社(東京都板橋区)

東京工場(東京都板橋区)

大阪工場(吹田市)

びわ工場(長浜市)

日清ファルマ株式会社 本社(東京都千代田区)

健康科学研究所(ふじみ野市)

上田工場(上田市)

④ その他事業

日清ペットフード株式会社 本社(東京都千代田区)

日清エンジニアリング株式会社 本社(東京都中央区)

株式会社NBCメッシュテック 本社(日野市)

山梨都留工場(都留市)

静岡菊川工場(菊川市)

(9) 当社グループの従業員の状況

(平成28年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前期末比増減
製粉事業	1,550名	△ 13名
食品事業	3,745名	+ 237名
その他事業	776名	+ 75名
全社(共通)	369名	△ 5名
合計	6,440名	+ 294名

(10) 当社グループの主要な借入先及び借入額

(平成28年3月31日現在)

主要な借入先はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 932,856,000株
- ② 発行済株式の総数 304,357,891株（自己株式2,593,363株を含む）
- ③ 株主数 20,982名（前期末比1,164名減）
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,723	6.5
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	19,387	6.4
山 崎 製 ぱ ん 株 式 会 社	16,988	5.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,153	4.6
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	11,310	3.7
三 菱 商 事 株 式 会 社	8,448	2.7
丸 紅 株 式 会 社	6,284	2.0
住 友 商 事 株 式 会 社	6,091	2.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,585	1.8
農 林 中 央 金 庫	5,432	1.8

(注) 持株比率は、自己株式(2,593,363株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額	対象者	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することができる期間
第7-1回新株予約権 (平成21年8月18日発行)	13個	普通株式15,730株 (新株予約権1個につき1,210株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,132,560円	平成23年8月19日～ 平成28年8月1日
第7-2回新株予約権 (平成21年8月18日発行)	28個	普通株式33,880株 (新株予約権1個につき1,210株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,132,560円	平成23年8月19日～ 平成28年8月1日
第8-1回新株予約権 (平成22年8月18日発行)	12個	普通株式14,520株 (新株予約権1個につき1,210株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,099,890円	平成24年8月19日～ 平成29年8月1日
第8-2回新株予約権 (平成22年8月18日発行)	36個	普通株式43,560株 (新株予約権1個につき1,210株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,099,890円	平成24年8月19日～ 平成29年8月1日
第9-1回新株予約権 (平成23年8月18日発行)	25個	普通株式30,250株 (新株予約権1個につき1,210株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,026,080円	平成25年8月19日～ 平成30年8月1日
第9-2回新株予約権 (平成23年8月18日発行)	68個	普通株式82,280株 (新株予約権1個につき1,210株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,026,080円	平成25年8月19日～ 平成30年8月1日
第10-1回新株予約権 (平成24年8月16日発行)	36個	普通株式43,560株 (新株予約権1個につき1,210株)	無償	当社の取締役	1個当たり 958,320円	平成26年8月17日～ 平成31年8月1日
第10-2回新株予約権 (平成24年8月16日発行)	81個	普通株式98,010株 (新株予約権1個につき1,210株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 958,320円	平成26年8月17日～ 平成31年8月1日
第11-1回新株予約権 (平成25年8月20日発行)	72個	普通株式87,120株 (新株予約権1個につき1,210株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,224,520円	平成27年8月21日～ 平成32年8月3日
第11-2回新株予約権 (平成25年8月20日発行)	173個	普通株式209,330株 (新株予約権1個につき1,210株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,224,520円	平成27年8月21日～ 平成32年8月3日
第12-1回新株予約権 (平成26年8月19日発行)	96個	普通株式105,600株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,274,900円	平成28年8月20日～ 平成33年8月2日
第12-2回新株予約権 (平成26年8月19日発行)	211個	普通株式232,100株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,274,900円	平成28年8月20日～ 平成33年8月2日
第13-1回新株予約権 (平成27年8月19日発行)	111個	普通株式111,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,748,000円	平成29年8月20日～ 平成34年8月1日
第13-2回新株予約権 (平成27年8月19日発行)	215個	普通株式215,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,748,000円	平成29年8月20日～ 平成34年8月1日

上記各新株予約権の行使条件

- 1) 権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

- 2) 新株予約権者の相続人が所定の手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認める。
- 3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- 4) 取締役又は執行役員を解任された場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失する。

② 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権

区 分	名 称	個 数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第7-1回新株予約権	0個	0名
	第8-1回新株予約権	2個	1名
	第9-1回新株予約権	15個	2名
	第10-1回新株予約権	21個	4名
	第11-1回新株予約権	55個	8名
	第12-1回新株予約権	81個	11名
	第13-1回新株予約権	101個	12名
社 外 取 締 役	第7-1回新株予約権	0個	0名
	第8-1回新株予約権	0個	0名
	第9-1回新株予約権	0個	0名
	第10-1回新株予約権	0個	0名
	第11-1回新株予約権	5個	1名
	第12-1回新株予約権	5個	1名
	第13-1回新株予約権	10個	2名

上記新株予約権の内容の概要は①に記載のとおりであります。

③ 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

当社における地位	氏 名	当社における担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	大 枝 宏 之		
取 締 役 副 社 長	池 田 和 穂		
専 務 取 締 役	中 川 雅 夫	経 理 ・ 財 務 本 部 長	
専 務 取 締 役	滝 澤 道 則	総 務 本 部 長	
常 務 取 締 役	原 田 隆	R & D ・ 品 質 保 証 本 部 長	
常 務 取 締 役	毛 利 晃	企 画 本 部 長	
常 務 取 締 役	岩 崎 浩 一		日清フーズ株式会社取締役社長（代表取締役）
常 務 取 締 役	見 目 信 樹		日清製粉株式会社取締役社長（代表取締役）
※取 締 役	小 高 聡	技 術 本 部 長	
取 締 役	中 川 真 佐 志		オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長（代表取締役）
取 締 役	山 田 貴 夫		日清製粉株式会社専務取締役
取 締 役	佐 藤 潔		日清ファルマ株式会社取締役社長（代表取締役）
取 締 役	三 村 明 夫		新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行社外取締役 株式会社産業革新機構社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役 日本郵政株式会社社外取締役
※取 締 役	伏 屋 和 彦		一般社団法人日本内部監査協会会長
監 査 役 (常 勤)	正 木 康 彦		
監 査 役 (常 勤)	吉 馴 和 哉		
監 査 役	河 和 哲 雄		弁 護 士 河 和 法 律 事 務 所 所 長
監 査 役	伊 東 敏		公 認 会 計 士 伊 東 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長 日 本 電 気 株 式 会 社 社 外 監 査 役 株 式 会 社 三 井 住 友 フ ィ ナ ン シ ャ ル グ ル ー プ 社 外 監 査 役
※監 査 役	永 井 素 夫		日 産 自 動 車 株 式 会 社 社 外 監 査 役 (常 勤) オ ル ガ ノ 株 式 会 社 社 外 取 締 役

- (注) 1. 取締役 三村明夫、伏屋和彦の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 河和哲雄、伊東 敏、永井素夫の3氏は社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nisshin.com/ir/vision/governance/independence.pdf>))に掲載しております。)に基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 吉馴和哉氏は、当社での経理・財務の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 伊東 敏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度における当社役員及びその地位の異動は次のとおりであります。
- 1) 平成27年6月25日をもって、小川寧彦、奥村有敬の両氏は取締役を任期満了により退任し、伏屋和彦氏は監査役を辞任いたしました。また、同日開催の第171回定時株主総会において、※印を付した取締役及び監査役が新たに選任され就任いたしました。
- 2) 平成27年6月25日をもって、中川雅夫、滝澤道則の両氏は専務取締役に、原田 隆、毛利 晃、見目信樹の3氏は常務取締役にそれぞれ就任いたしました。
7. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|---|
| 取締役 大 枝 宏 之氏 | 日清製粉株式会社取締役会長就任
(平成27年4月1日)
日清製粉株式会社取締役会長辞任
(平成27年8月20日) |
| 取締役 見 目 信 樹氏 | 日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)就任
(平成27年4月1日) |
| 取締役 山 田 貴 夫氏 | 日清製粉株式会社専務取締役就任
(平成27年4月1日) |
| 取締役 池 田 和 穗氏 | 日清製粉プレミックス株式会社取締役社長(代表取締役)退任
(平成27年6月25日) |
| 監査役 伊 東 敏氏 | 株式会社三井住友銀行社外監査役辞任
(平成27年6月26日) |
| 監査役 永 井 素 夫氏 | オルガノ株式会社社外監査役辞任
オルガノ株式会社社外取締役就任
(平成27年6月26日) |

②取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

取締役16名	324百万円
監査役 6 名	53百万円
上記のうち社外役員6名	48百万円

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の人員には、当事業年度中に退任した取締役2名及び監査役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額も含まれております。

③ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
他の法人等の重要な兼職の状況は①に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。
2. 当事業年度における主な活動状況
 - 1) 取締役 三村 明夫
当事業年度中に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、経験豊富な経営者の視点から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。
 - 2) 取締役 伏屋 和彦
取締役就任後に開催された取締役会のすべてに出席し、主に大蔵省(現財務省)等での要職における経験と見識に基づき、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。
 - 3) 監査役 河和 哲雄
当事業年度中に開催された取締役会13回のうち11回に、監査役会13回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。
 - 4) 監査役 伊東 敏
当事業年度中に開催された取締役会13回のうち11回に、監査役会13回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

- 5) 監査役 永井 素夫
監査役就任後に開催された取締役会のすべてに、監査役会11回のうち10回に出席し、金融機関の経営者としての経験と見識を活かし、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。
3. 責任限定契約の内容の概要
当社は各社外役員との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|--------|
| 1. 会計監査人としての報酬等の額 | 54百万円 |
| 2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 171百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社子会社の一部は、新日本有限責任監査法人以外の監査法人等が計算関係書類等の監査を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として「会計及び内部統制に関する指導・助言業務」等を委託しております。

④ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意をした理由

監査役会は、会計監査人の前事業年度における職務遂行状況、当事業年度における監査計画の内容、報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断したことから、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解

任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が同条に定める事由又はこれに準じる事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人の監査品質、職務遂行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

1. 処分の対象者 新日本有限責任監査法人
2. 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)

3. 処分理由

- ・ 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、当監査法人の7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

3 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間(例えば業務部門と経理部門)の内部牽制を基盤とし、あわせて次の体制をとることとします。

① 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を策定しており、当社及び子会社社長並びに取締役は「企業行動規範」及び「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- 2) 当社及び子会社の監査役は、それぞれの取締役の職務の執行を監査し、また、取締役が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。
- 3) 当社代表取締役直轄の組織である内部統制部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。
また、内部統制部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
- 4) 日清製粉グループ横断的なCSR(企業の社会的責任)については、当社の「社会委員会」が、企業倫理・コ

ンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、日清製粉グループでの実践に向けた施策を促進し、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。

- 5) 日清製粉グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。
- 6) 当社は、日清製粉グループの社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。

(当該体制の運用状況)

- ・日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を、グループ共通の統制基盤として海外を含むグループ各社に導入し、周知徹底を図っております。
- ・社員に対しては、人事研修制度を利用して「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」や「コンプライアンス・ホットライン制度」の啓発を行っております。
- ・当社の内部統制部は、グループ各社の内部統制評価を行い、これらの周知状況や社内ルールの遵守状況を確認しております。
- ・当社では、「社会委員会」を当期は3回開催し、コンプライアンスを含むCSR全般の協議を行い、日清製粉グループの施策を促進しております。
- ・また、「規範倫理委員会」を開催し、反社会的勢力等への不当な支出がないことや寄付金の審査を行っております。

② 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 日清製粉グループでは、事業活動に係る案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁ないしは報告手続を定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。
- 2) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づき、リスク評価とリスク対策レビューを実施するとともに、当社の「リスクマネジメント委員会」は、子会社が評価したリスクに対し適切なコントロールが構築されているか、リスクの漏れがないか等について、確認・指導し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括する。
- 3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づき、社員等は、クライシスが発生したとき又はそのおそれが生じたときは、損失の危険を早期に発見・対応すべく、指定された日清製粉グループの連絡先に通報する。
また、クライシスが発生した場合、当社は、速やかに対策本部を設置し、適切な対応を行うことによって、損害を最小限にとどめる。
- 4) 当社及び子会社の監査役は、それぞれの取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、取締役に對し助言・勧告等必要な措置を講ずる。

(当該体制の運用状況)

・日清製粉グループ各社では、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づいて、リスク評価とリスク対策レビューを実施しております。また、当社の「リスクマネジメント委員会」の下部組織である企画部会は、各社の見直し結果についてグループ横断的な確認を行い「リス

クマネジメント委員会」に報告、同委員会にて協議しております。

- ・日清製粉グループの社員等がクライシスの発生やそのおそれを認識したとき通報窓口に通報を行うよう、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づいて通報制度を設けております。

③ 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社は、取締役会における決議事項・報告事項、稟議における社長決裁事項・担当取締役決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
- 2) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討・実施する。

(当該体制の運用状況)

- ・日清製粉グループでは、2020年度を最終年度とする新経営計画「NNI-120 II」を策定し、コア事業の収益基盤の再構築や買収事業を含めた自立的成長等を柱とする新たな基本戦略の実行により着実な利益成長を目指しております。
- ・グループ各社は、その事業戦略に沿って当期の利益計画を策定するとともに、グループ各社の取締役会において毎月業績のレビューをした上で改善策を実施しております。

4 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 日清製粉グループは持株会社制度を採用しており、持株会社である当社が常に子会社を株主の視点から評価・監督する。
- 2) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、当社の取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。
- 3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を定め、「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を明示するとともに、その周知徹底を図る。
- 4) 日清製粉グループでは、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法等を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
- 5) 当社監査役及び子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査役連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
- 6) 当社は、設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループを対象として行う。
- 7) 当社代表取締役直轄の組織である内部統制部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。
また、内部統制部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
- 8) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進する。

(当該体制の運用状況)

- ・子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、「取締役会決議事項及び報告事項」並びに「子会社に関する取締役会付議基準」に基づいて、当社取締役会への付議又は報告が行われております。
- ・財務報告の信頼性確保を目的とした内部統制については、日清製粉グループ統一方針のもとで、グループ各社の業務手順を文書化し、有効な統制が存在することを確認するとともに、内部統制部がその整備状況・運用状況を評価しております。
- ・財務報告目的以外の内部統制については、当社の専門部署が、設備・安全、環境保全、品質保証等の監査を行い、各業務が適正に運用されていることを確認しております。

5 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。

(当該体制の運用状況)

当社の取締役会議事録及び稟議書については、機密情報として「機密情報管理規程」に従い適切に保存・管理しております。

6 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役の職務を補助する者として監査役付を置き、監査役監査に当たって監査役付は監査役の命を受け業務を補佐し、人事異動等に関しては監査役の同意を得て行う。
- 2) 取締役は監査役付の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう留意するものとする。

(当該体制の運用状況)

監査役監査機能の充実のため、取締役から独立した監査役付が、監査役の職務を補助しております。また、監査役付の業務執行に対しては、取締役が不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう十分に留意しております。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- 1) 当社監査役は取締役会のほか重要な会議（「グループ運営会議」・「債権管理委員会」・「規範倫理委員会」等）に出席し、適宜意見を述べる。
- 2) 当社監査役会は、必要に応じて監査役会において、会計監査人・取締役・内部統制部等に対して報告を求める。
- 3) 当社及び子会社の取締役は会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めたととき、速やかにそれぞれの監査役に報告するとともに、各子会社の監査役は当社監査役にも報告する。
- 4) 子会社の監査役によって実施された監査結果は、当社監査役会にも報告される。
- 5) 当社内部統制部による内部統制評価結果及び内部監査結果は、当社監査役会にも報告される。

- 6) 当社による設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査の結果は、当社監査役会にも報告される。
- 7) 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに当社監査役に報告される。
- 8) 当社の本部長及び子会社社長の交代の際の引継書は当社監査役会にも提出する。
- 9) 当社及び子会社の稟議はすべてそれぞれの監査役に回付する。

(当該体制の運用状況)

- ・当社監査役は取締役会のほか「グループ運営会議」、「債権管理委員会」等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
- ・当社監査役及び内部統制部は、監査結果等をその都度相互に報告し、また、主要事業子会社監査役及び専門監査スタッフは、監査結果を当社監査役及び内部統制部に報告することを通じて、相互の連携を図っております。
- ・当社監査役は、主要事業子会社監査役及び内部統制部と、「日清製粉グループ監査役連絡会」を当期は2回開催し、監査事例等について意見交換を行い、問題意識の共有化とグループ全体の監査品質の向上に努めております。

⑧ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス・ホットライン」の通報者を含む前項の報告者は、当該報告等を行ったことをもって人事制度上その他いかなる意味においても不利益な取扱いはされない。

(当該体制の運用状況)

「コンプライアンス・ホットライン」にて通報を行った者が不利益な取扱いをされない旨を「コンプライアンス・ホットライン規程」にて定め、これを社内イントラネットに掲載して周知を図っております。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化し、予算外の費用についても、会社法388条に基づいて、当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
(当該体制の運用状況)

当社監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化しているほか、予算外の費用についても、会社法388条に基づいて速やかに処理しております。

⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

(当該体制の運用状況)

当社監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合い

グループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成27年6月25日開催の第171回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権（下記6）の無償割当等を行わない旨の取締役会決議（「確認決議」）を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。

ります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、i) 株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為（これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。）又はii) 買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4) 7) ないし8) 記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議（「勧告決議」）を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。）とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。

- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。
- ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要の資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
 - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
- イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること
- カ) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
- キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとし、
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の

出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。

無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

4 取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成27年6月25日開催の第171回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 上記③ 4) ア) ないし キ) 記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。

- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上(当期より従来の30%以上から引上げ)を基準として、配当を継続的に行うことを基本方針とし、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の年間配当におきましては、株主の皆様への一層の利益還元として、前期より2円増額の1株当たり24円を予定しております。これによりまして、期末配当を1株当たり12円とする剰余金の配当に関する議案を定時株主総会に付議させていただきます。前々期及び前期に実施した株式分割において、1株当たりの配当金の調整は行わず、配当総額を増加させ実質増配とし、これに加えて前期はさらに期末配当を増配しており、当期で3期連続の増配となる予定であります。

内部留保資金におきましては、新経営計画「NNI-120 II」に基づき、成長に向けた重点分野に対する積極的な戦略投資への配分を行い、将来の企業価値を高めていくと同時に、株主還元については、配当は積極的に上積みを図り、自己株式取得等は戦略投資資金需要等を勘案した上で機動的に行ってまいります。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	233,398	流動負債	106,802
現金及び預金	61,665	支払手形及び買掛金	51,348
受取手形及び売掛金	72,871	短期借入金	15,219
有価証券	13,790	未払法人税等	5,227
たな卸資産	72,038	未払費用	18,534
繰延税金資産	5,127	その他	16,472
その他	8,115	固定負債	57,017
貸倒引当金	△ 210	長期借入金	4,386
固定資産	316,907	繰延税金負債	22,621
有形固定資産	151,339	修繕引当金	1,480
建物及び構築物	56,657	退職給付に係る負債	21,892
機械装置及び運搬具	43,079	長期預り金	5,385
土地	42,152	その他	1,250
建設仮勘定	5,222	負 債 合 計	163,820
その他	4,227	(純資産の部)	
無形固定資産	18,489	株主資本	308,987
のれん	8,610	資本金	17,117
その他	9,879	資本剰余金	12,834
投資その他の資産	147,077	利益剰余金	281,324
投資有価証券	140,347	自己株式	△ 2,289
退職給付に係る資産	214	その他の包括利益累計額	64,387
繰延税金資産	3,841	その他有価証券評価差額金	55,974
その他	2,798	繰延ヘッジ損益	△ 301
貸倒引当金	△ 124	為替換算調整勘定	9,859
資 産 合 計	550,305	退職給付に係る調整累計額	△ 1,144
		新株予約権	147
		非支配株主持分	12,962
		純 資 産 合 計	386,485
		負 債 純 資 産 合 計	550,305

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		556,701
売上原価		402,218
売上総利益		154,483
販売費及び一般管理費		130,713
営業利益		23,769
営業外収益		
受取利息	201	
受取配当金	2,303	
持分法による投資利益	1,446	
受取賃貸料	308	
その他	355	4,615
営業外費用		
支払利息	172	
その他	113	285
経常利益		28,099
特別利益		
固定資産売却益	113	
投資有価証券売却益	7	121
特別損失		
固定資産除却損	757	757
税金等調整前当期純利益		27,462
法人税、住民税及び事業税	8,496	
法人税等調整額	534	9,031
当期純利益		18,431
非支配株主に帰属する当期純利益		869
親会社株主に帰属する当期純利益		17,561

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,071	流動負債	8,557
現金及び預金	24,201	リース債務	197
売掛金	235	未払金	207
有価証券	6,000	未払費用	1,561
前払費用	174	預り金	6,465
繰延税金資産	423	役員賞与引当金	81
未収還付法人税等	1,557	その他	44
その他	479		
固定資産	277,600	固定負債	22,533
有形固定資産	24,066	リース債務	450
建物	6,587	繰延税金負債	18,230
構築物	560	退職給付引当金	3,780
機械装置	509	その他	70
車両運搬具	7		
工具器具備品	371		
土地	15,227		
リース資産	674		
建設仮勘定	127		
無形固定資産	682		
借地権	398		
ソフトウェア	75		
リース資産	148		
その他	59		
投資その他の資産	252,851		
投資有価証券	79,441		
関係会社株式	132,364		
出資金	317		
関係会社出資金	666		
関係会社長期貸付金	39,652		
その他	435		
貸倒引当金	△ 25		
資 産 合 計	310,672	負 債 合 計	31,090
		(純資産の部)	
		株主資本	238,953
		資本金	17,117
		資本剰余金	9,705
		資本準備金	9,500
		その他資本剰余金	205
		利益剰余金	214,412
		利益準備金	4,379
		その他利益剰余金	210,032
		配当引当積立金	2,000
		固定資産圧縮積立金	2,197
		固定資産圧縮特別勘定積立金	16
		別途積立金	170,770
		繰越利益剰余金	35,048
		自己株式	△ 2,281
		評価・換算差額等	40,481
		その他有価証券評価差額金	40,481
		新株予約権	147
		純 資 産 合 計	279,581
		負 債 純 資 産 合 計	310,672

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
営業収益		18,924
営業費用		12,416
営業利益		6,508
営業外収益		
受取利息	488	
受取配当金	1,380	
その他	64	1,933
営業外費用		
支払利息	11	
その他	27	39
経常利益		8,402
特別利益		
固定資産売却益	30	30
特別損失		
固定資産除却損	83	83
税引前当期純利益		8,349
法人税、住民税及び事業税	161	
法人税等調整額	32	194
当期純利益		8,154

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役社長 大 枝 宏 之 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 賀 谷 浩 志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 根 本 知 香 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役社長 大 枝 宏 之 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 賀 谷 浩 志 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 根 本 知 香 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第172期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第172期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を含めた監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社日清製粉グループ本社 監査役会

監査役(常勤) 正木 康彦 ㊟

監査役(常勤) 吉 馴 和哉 ㊟

監査役 河 和 哲雄 ㊟

監査役 伊 東 敏 ㊟

監査役 永 井 素夫 ㊟

(注) 監査役河和哲雄、監査役伊東 敏及び監査役永井素夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

(ご参考) **連結キャッシュ・フロー計算書** (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,839
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,201
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,446
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1,128
現金及び現金同等物の増減額	13,062
現金及び現金同等物の期首残高	59,897
現金及び現金同等物の期末残高	72,960

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

議案及び参考事項

■ 第1号議案 剰余金の配当の件

会社の剰余金の配当に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上(当期より従来30%以上から引上げ)を基準として配当を継続的に行うことで、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の期末剰余金の配当につきましては下記のとおりとさせていただきますと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき24円(前期に比べ2円の増配)となります。

なお、当社では、前々期及び前期に実施した株式分割において1株当たりの配当金の調整は行わずに実質増配し、これに加えて前期は期末配当を増配いたしましたので、本議案をご承認いただきますと、当期で3期連続の増配となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,621,178,500円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日といたしたいと存じます。

■ 第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる対象者の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても責任限定契約を締結できるようにするため、現行定款第30条第2項及び第40条第2項の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、本議案のうち現行定款第30条第2項の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

現行定款及び変更案は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

■ 第3号議案 取締役14名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役14名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
1	再任 おおえだ ひろし 大枝 宏之 (昭和32年3月12日生)	昭和55年4月 当社入社 平成21年6月 当社取締役 平成23年4月 当社取締役社長(現在に至る) 平成24年4月 日清製粉株式会社取締役社長 平成27年4月 日清製粉株式会社取締役会長	79,013株
2	再任 いけだ かずお 池田 和穂 (昭和22年9月14日生)	昭和46年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 日清フーズ株式会社取締役社長 平成21年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社専務取締役 平成24年6月 当社取締役副社長(現在に至る) 日清フーズ株式会社取締役会長 平成24年10月 日清製粉プレミックス株式会社取締役社長 平成26年6月 日清フーズ株式会社取締役(現在に至る)	71,162株
3	再任 なか がわ まさお 中川 雅夫 (昭和28年8月17日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 日清フーズ株式会社専務取締役 平成24年6月 当社常務取締役経理・財務本部長 平成27年6月 当社専務取締役経理・財務本部長 (現在に至る)	31,581株
4	再任 たきざわ みちのり 滝澤 道則 (昭和29年3月27日生)	昭和51年4月 当社入社 平成24年6月 当社取締役企画本部長 平成25年6月 当社常務取締役総務本部長 平成27年6月 当社専務取締役総務本部長(現在に至る)	25,693株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
5	再任 はら だ たかし 原田 隆 (昭和32年2月9日生)	昭和54年4月 当社入社 平成22年6月 当社取締役 R&D・品質保証本部長 平成27年6月 当社常務取締役 R&D・品質保証本部長 平成28年1月 当社常務取締役 R&D・品質保証本部長 兼同本部研究推進部長(現在に至る)	20,570株
6	再任 もう り あきら 毛利 晃 (昭和31年12月16日生)	昭和54年4月 当社入社 平成25年6月 当社取締役企画本部長 平成27年6月 当社常務取締役企画本部長(現在に至る)	15,730株
7	再任 いわ さき こう いち 岩崎 浩一 (昭和31年9月12日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年6月 日清フーズ株式会社取締役 平成22年6月 当社執行役員 日清フーズ株式会社常務取締役 平成24年6月 当社取締役 日清フーズ株式会社取締役社長(現在に至る) 平成26年6月 当社常務取締役(現在に至る) [日清フーズ株式会社取締役社長(代表取締役)]	32,670株
8	再任 けん もく のぶ き 見目 信樹 (昭和36年2月13日生)	昭和59年4月 当社入社 平成17年6月 日清製粉株式会社取締役 平成20年6月 当社経理・財務本部経理部長 平成23年9月 日清製粉株式会社常務取締役 平成24年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役 日清製粉株式会社専務取締役 平成27年4月 日清製粉株式会社取締役社長(現在に至る) 平成27年6月 当社常務取締役(現在に至る) [日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)]	24,805株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
9	再任 おだか さとし 小高 聡 (昭和33年11月18日生)	昭和58年4月 当社入社 平成24年4月 日清製粉株式会社取締役生産本部長 平成24年6月 当社執行役員 平成27年6月 当社取締役技術本部長(現在に至る)	12,221株
10	再任 なかがわ まさし 中川 真佐志 (昭和30年2月19日生)	昭和53年4月 オリエンタル酵母工業株式会社入社 平成15年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役 バイオ事業部ライフサイエンス部長 平成17年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役 バイオ事業本部長 平成19年6月 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役 食品事業本部長 平成21年6月 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役 事業本部管掌 平成23年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長 (現在に至る) 平成24年6月 当社取締役(現在に至る) [オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長(代表取締役)]	25,410株
11	再任 やまだ たかお 山田 貴夫 (昭和35年9月27日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年6月 日清製粉株式会社取締役東京営業部長 平成24年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役(現在に至る) 日清製粉株式会社常務取締役営業本部長 平成27年4月 日清製粉株式会社専務取締役営業本部長 (現在に至る) [日清製粉株式会社専務取締役]	15,246株
12	再任 さとう きよし 佐藤 潔 (昭和31年8月19日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年6月 日清ファルマ株式会社取締役事業開発部長 平成22年2月 日清ファルマ株式会社取締役研究開発本部長 兼事業開発部長 平成26年6月 当社取締役(現在に至る) 日清ファルマ株式会社取締役社長(現在に至る) [日清ファルマ株式会社取締役社長(代表取締役)]	19,360株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
13	再任 社外取締役 独立役員 みむら あきお 三村 明夫 (昭和15年11月2日生)	昭和38年4月 富士製鐵株式会社入社 平成5年6月 新日本製鐵株式会社取締役 平成9年4月 同社常務取締役 平成12年4月 同社代表取締役副社長 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社監査役 平成20年4月 新日本製鐵株式会社代表取締役会長 平成21年6月 当社取締役(現在に至る) 平成24年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役 平成25年6月 同社相談役 平成25年11月 同社相談役名誉会長(現在に至る) [新日鐵住金株式会社相談役名誉会長] [日本商工会議所会頭] [東京商工会議所会頭] [株式会社日本政策投資銀行社外取締役] [株式会社産業革新機構社外取締役] [東京海上ホールディングス株式会社社外取締役] [日本郵政株式会社社外取締役]	26,620株
14	再任 社外取締役 独立役員 ふし や かず ひこ 伏屋 和彦 (昭和19年1月26日生)	昭和42年4月 大蔵省入省 平成8年7月 同省理財局長 平成10年6月 同省金融企画局長 平成11年7月 国税庁長官 平成13年7月 国民生活金融公庫副総裁 平成14年7月 内閣官房副長官補 平成18年1月 会計検査院検査官 平成20年2月 会計検査院長 平成21年1月 定年退官 平成21年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役(現在に至る) [一般社団法人日本内部監査協会会長]	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項

- (1) 三村明夫、伏屋和彦の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえ、策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nisshin.com/ir/vision/governance/independence.pdf>))に掲載しております。)を満たしておりますので、両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 三村明夫氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。社外取締役として適任でありますので再選をお願いするものであります。
- (3) 伏屋和彦氏につきましては、大蔵省(現財務省)等において要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。社外取締役として適任でありますので再選をお願いするものであります。また、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (4) 三村明夫氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約7年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約10年であります。
- (5) 伏屋和彦氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約1年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約7年であります。
- (6) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、三村明夫、伏屋和彦の両氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

■ 第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬の額及び内容決定の件

より一層株主価値を重視した経営の推進を図ることを目的とし、当社の取締役に対して、年額45百万円(うち社外取締役分は4.1百万円)を限度にストックオプション報酬として新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。新株予約権に関する報酬等の額は、ブラック・ショールズモデルにより算出される各新株予約権の公正価値に取締役が割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出いたします。

なお、上記限度額は、平成18年6月28日開催の第162回定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額とは別枠となります。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役は14名(うち社外取締役2名)となります。

ストックオプションとして割り当てる新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりであります。

1. 新株予約権の数

111個を上限とする(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式1,000株とする。但し、2.(1)に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 111,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で新株予約権の目的である株式の数を調整することができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1.に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

但し、当該金額が、割当日(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から平成35年8月1日まで

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額)を資本金に計上し、その余を資本準備金に計上する。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

3. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

■ 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び連結子会社(海外の子会社を除く。)の取締役の一部の者に対してストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結ベースでの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主価値を重視した経営の推進を図ることを目的とし、当社執行役員及び連結子会社(海外の子会社を除く。)の取締役の一部の者に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本株主総会の決議により、募集事項の決定を取締役に委任することができる新株予約権の内容及び数の上限等は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の数の上限

228個を上限とする(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式1,000株とする。但し、(2)①に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 228,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で新株予約権の目的である株式の数を調整することができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(1)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

但し、当該金額が、割当日(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から平成35年8月1日まで

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額)を資本金に計上し、その余を資本準備金に計上する。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。))は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

(イ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

(ウ) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(エ) 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

(ア) 合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(イ) 吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

(ウ) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(エ) 株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(オ) 株式移転

株式移転により設立する株式会社


- (3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

- (4) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以 上



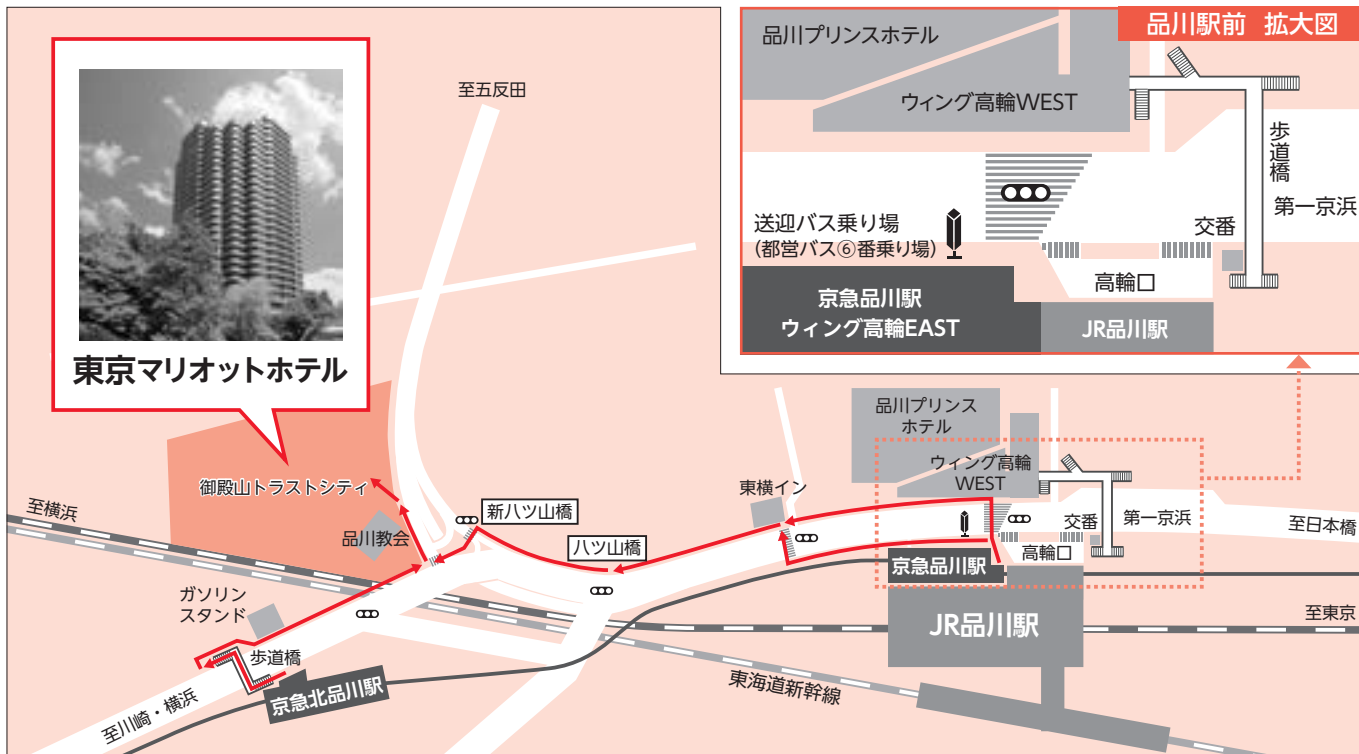
<メモ欄>

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

■ お問い合わせ先 電話(03)5488-0234(会場代表)

■ 会場 東京都品川区北品川4丁目7番36号 **東京マリオットホテル** 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム



■ 交通のご案内

J R各線・
京急線
品川駅
ご利用の場合

・徒歩……………高輪口より約15分

高輪口を出て横断歩道を渡り、左へお進み下さい。新ハツ山橋交差点の横断歩道を渡り、右へお進み下さい。

・バス……………高輪口(都営バス⑥番乗り場)より約5分(無料臨時送迎バス)

※バスは、午前8時30分から午前9時50分頃までの間、約5分から10分間隔で運行されております。

※バスの乗車場所と降車場所は異なりますので、ご注意ください。

京急線
北品川駅
ご利用の場合

・徒歩……………約5分

改札口を出てすぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進み下さい。新ハツ山橋交差点の横断歩道手前を左へお進み下さい。

<お願い> 駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

株式会社 日清製粉グループ本社

電話(03)5282-6666(当社大代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。